

会

議

午前 10 時 0 分開会

議長（増田 清君） 出席議員は定足数に達しております。よって、平成 20年 3 月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より 26日までの 21日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は 21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 78条の規定により、議長において、1 番 沢登英信君と 3 番 伊藤英雄君の兩名を指名いたします。

諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

今定例会に、市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知並びに下田市選挙管理委員会委員長から地方自治法第 182条第 8 項の規定により、下田市選挙管理委員会委員及び補助員の選挙を行うべき事由が発生した旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（須田信輔君） 朗読いたします。

下総庶第 30号。平成 20年 3月 6日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成 20年 3月下田市議会定例会議案の送付について。

平成 20年 3月 6日の招集の平成 20年 3月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第 4号 平成 19年度下田市一般会計補正予算(第 7号)、議第 5号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第 3号)、議第 6号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3号)、議第 7号 平成 19年度下田市介護保険特別会計補正予算(第 4号)、議第 8号 平成 19年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第 2号)、議第 9号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第 5号)、議第 10号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算(第 5号)、議第 11号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について、議第 12号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、議第 13号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体数の減少について、議第 14号 下田市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議第 15号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 16号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 17号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第 18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第 19号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第 21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議第 22号 平成 20年度下田市一般会計予算、議第 23号 平成 20年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第 24号 平成 20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第 25号 平成 20年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第 26号 平成 20年度下田市国民健康保険事業特別会計 予算、議第 27号 平成 20年度下田市老人保健特別会計予算、議第 28号 平成 20年度下田市介護保険特別会計予算、議第 29号 平成 20年度下田市後期高齢者医療特別会計 予算、議第 30号 平成 20年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第 31号 平成 20年度下田市下水道事業特別会計予算、議第 32号 平成 20年度下田市水道事業会計予算。

下総庶第 31号。平成 20年 3月 6日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成 20年 3 月下田市議会定例会説明員について。

平成 20年 3 月 6 日招集の平成 20年 3 月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 高橋正史、企画財政課長 土屋徳幸、総務課長 糸賀秀穂、市民課長 山崎智幸、税務課長 村嶋 基、会計管理者兼出納 室長 森 廣幸、監査委員事務局長 土屋和夫、建設課長 井出秀成、上下水道課長 磯崎正敏、観光交流課長 藤井恵司、産業振興課長 滝内久生、健康増進課長 河井文博、福祉事務所長 内田裕士、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会 学校教育課長 金崎洋一、教育委員会生涯学習課長 鈴木布喜美。

下選管第 1 号。平成 20年 1 月 18日。

下田市議会議長、増田 清様。下田市選挙管理委員会委員長、小澤秀一。

下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由の発生について（通知）。

平成 20年 4 月 25日をもって下田市選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了しますので、地方自治法第 182条第 8 項の規定によって通知します。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で諸般の報告を終わります。

下田市選挙管理委員会委員及び 補充員の選挙について

議長（増田 清君） 次は、日程により、下田市選挙管理委員会委員及び 補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法につきましては、選考委員会を設置し選考したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、指名推選の方法については、選考委員会を設置し選考することに決定をいたしました。

重ねてお諮りいたします。

選考委員会の委員の選出につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、選考委員は議長において指名することに決定をいたしました。

選考委員に次の方々を指名いたします。

1 番、沢登英信君、2 番、藤井六一君、3 番、伊藤英雄君、5 番鈴木 敬君、8 番、土屋 忍君、11 番、土屋誠司君、14 番、森 温繁君、以上 7 名の方々にお願いをいたします。

ただいま指名いたしました選考委員の方々は、26日の本会議開会までに選考をお願いいたします。

議第 4 号～議第 10 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により議第 4 号 平成 19 年度下田市一般会計補正予算（第 7 号）、議第 5 号 平成 19 年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 3 号）、議第 6 号 平成 19 年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議第 7 号 平成 19 年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）、議第 8 号 平成 19 年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 9 号 平成 19 年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）、議第 10 号 平成 19 年度下田市水道事業会計補正予算（第 5 号）、以上 7 件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第 4 号から議第 9 号までの各補正予算につきまして一括してご説明をいたしますので、恐れ入りますが、お手元に浅黄色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いただきたいと思います。

では、まず議第 4 号 平成 19 年度下田市一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明いたします。

人件費関係を除くこのたびの補正の主なものは、調定や収納率の変動に伴う市税の補正、生活保護医療扶助、介護給付費、災害復旧事業等及び焼却炉改良工事等の各事業の精算や事業の減によるもの、そして起債の繰上償還に伴う補正でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,188万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億6,005万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして、後ほどご説明させていただきます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございますが、6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正(変更)は、初めに焼却炉改良事業は事業費の確定に伴う変更で、期間は変わらず限度額において事業予定額を1億4,436万7,000円の減額の7億5,563万3,000円の範囲内とし、平成19年度予算計上額を9,267万円減額の2億6,733万円とするとともに、平成20年度において支払う額を5,169万7,000円減額の4億8,830万3,000円とするものでございます。

続いて、社会福祉法人伊豆つくし会運営費等補助金は、補助予定額の変更によるもので、期間は変わらず限度額において補助予定額を56万6,000円減額の2,044万5,000円の範囲内とし、平成19年度予算計上額を155万2,000円減額の1,071万6,000円とするとともに、平成20年度以降支払う金額を98万6,000円増額の972万9,000円とするものであります。

続いて、知的障害者(児)入所施設整備補助金は、補助予定額の変更によるもので、期間は変わらず限度額において補助予定額を20万8,000円増額の2,318万円の範囲内とし、平成19年度予算計上額を1,163万1,000円の減額の225万6,000円とするとともに、平成20年度において支払う額を1,183万9,000円増額の2,092万4,000円とするものであります。

続いて、社会福祉法人伊豆つくし会施設整備元利償還金補助金は、期間は変わらず限度額において補助予定額を3,507万9,000円減額の2,660万円の範囲内とし、平成19年度予算計上額を283万7,000円減額の131万円とするとともに、平成20年度以降支払う金額を3,224万2,000円減額の2,529万円とするものであります。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただきまして、第3条の地方債の補正であります。内容は7ページのほうをお開きください。

第3表 地方債補正(変更)は5件であります。上水道事業出資金(老朽管更新事業)

以下4件はそれぞれ事業費が確定したことによる限度額の減額で、起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ変更ありません。

また、恐れ入りますが、1ページに戻っていただいて、第4条の繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、8ページをお開きください。

第4表 繰越明許費に記載のとおり、9款教育費、5項社会教育費におきまして、事業名、市史編さん事業の印刷製本費 335万2,000円が年度内に執行する見込みがないため、繰り越すものであります。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、浅黄色の補正予算の概要の2ページからお開きください。

初めに、歳入でございますが、企画財政課といたしましては、19款2項1目減債基金繰入金は7,766万6,000円の追加で、公的資金補償金免除繰上償還元金に充てるため繰り入れるもの、2款5項6目雑入は31万8,000円の追加で、市町村振興協会市町村交付金の額の確定によるもの、2款1項1目上水道債の400万円の減額から2款1項7目現年発生補助災害復旧事業債360万円の減額までは、先ほど起債の変更で申し上げたそれぞれの事業費等の確定などによる減額であります。

続いて、総務課関係では、1款2項1目不動産売却収入は1,500万円の追加で、武ガ浜所在の保安部官舎跡地市有地が予算計上額より1,500万円高く売却できたことによるものであります。

続いて、税務課関係では、1款1項2目法人市民税・現年課税分は所得割の調定額の増等により1,350万円の追加、同2項1目固定資産税・現年課税分は450万円の追加で、収納率の影響によるもの、同5項1目特別土地保有税・滞納繰越分は40万円の追加、同6項1目入湯税・滞納繰越分は260万円の追加で、滞納処分等によるものであります。

同7項1目都市計画税・現年課税分は20万円の減額で、調定額の減によるもの、2款1項1目延滞金は200万円の追加で、徴収実績であります。

同5項1目滞納処分費は15万6,000円の追加で、公売2件の換価による受け入れであります。

続いて、市民課関係では、19款2項1目交通安全対策推進基金繰入金は50万円の減額で、事業費の確定によるもの、2款5項6目消防団員退職報償金受入金は250万1,000円の減額で、退職団員数の確定に伴うものであります。

続いて、福祉事務所関係では、15款1項1目国庫・社会福祉費負担金は1,27万6,000円の減額で、補正内容に記載のそれぞれの給付費の見込みによるもの、4ページをお願いいたします。

同2節国庫・児童扶養手当負担金は123万7,000円の減額で、精算によるもの、同3節国庫・被用者児童手当負担金は70万8,000円の追加、同4節国庫・非被用者児童手当負担金の102万9,000円の減額、同5節国庫・特例給付負担金の1万円の減額、同6節国庫・被用者小学校修了前特例給付負担金の12万2,000円の追加、同7節国庫・非被用者小学校修了前特例給付負担金の4万1,000円の追加はそれぞれ対象児童数の見込みによるもの、同9節国庫・生活保護費負担金の2,250万円の減額は、医療扶助費の減額見込みに伴うものであります。

同2項1目2節国庫・児童福祉費補助金は103万2,000円の減額で、自立支援給付金の減額によるもの、16款1項1目県費・社会福祉費負担金は635万7,000円の減額で、補正内容に記載のそれぞれの給付費の減額見込みによるものであります。

同2節県費・被用者児童手当負担金を8万8,000円の追加、同3節県費・非被用者児童手当負担金は102万9,000円の減額、同4節県費・被用者小学校修了前特例給付負担金は12万2,000円の追加、同5節県費・非被用者小学校修了前特例給付負担金は4万1,000円の追加で、それぞれ対象児童数の見込みによるものであります。

19款2項1目ほのぼの福祉基金繰入金は1,000万円の減額で、伊豆つくし会補助金の額が確定したことによるもの、20款3項1目災害復興資金貸付金元利収入は120万円の追加で、貸付人からの繰上償還金を受け入れるものであります。

続いて、健康増進課関係では、15款2項2目国庫・保健衛生費補助金は94万5,000円の追加で、高齢者医療制度を円滑に導入するための事業費の補助として受け入れるもので、後期高齢者医療システム改修の業務委託費の20%を見込んでおります。

20款5項6目雑入は188万5,000円の減額で、ケアプランの作成実績見込みによるものであります。

続いて、環境対策課関係では、16款2項3目清掃手数料は1,57万4,000円の追加で、有料ごみ袋需要増によるもの、16款2項2目その他物品売払代は180万円の追加で、資源ごみ売払代であります。

続いて、6ページをお願いします。

産業振興課関係では、16款1項4目基幹集落センター使用料は19万2,000円の減額で、見込みによるもの、16款2項4目県費・林業費補助金は12万4,000円の減額で、補正内容欄記

載のそれぞれの事業補助金額が確定したものの、 2款5項6目雑入は 18万 1,000円の追加で、小口資金の繰上償還による信用保証料の返戻金を受け入れるものであります。

続いて、観光交流課関係では、18款1項7目観光施設整備費寄附金は 100万円の追加で、爪木崎公衆トイレ整備の設計委託料相当分を須崎財産区より受け入れるものであります。

続いて、建設課関係でございますが、 15款1項3目国庫・土木施設災害復旧費負担金は 72万 6,000円の減額で、市道八木山2号線道路災害復旧事業の精算に伴うもの、 16款3項4目土木費委託金は 1万 2,000円の減額で、補正内容欄記載のそれぞれの業務委託費が単価変更や、業務内容の変更により減額となるもの、 18款1項4目住宅費寄附金は 5万円の追加で、柿崎宮ノ背外5カ所の急傾斜地崩壊対策事業の事業費の確定に伴い受益者の寄附金が増額となったものであります。

続いて、学校教育課関係では、 13款2項1目児童福祉費負担金は 1万円の追加で、補正内容欄記載のそれぞれの負担金が、児童数の増減等により変動したものの、 14款1項7目幼稚園使用料は 20万 1,000円の追加で、園児数の増に伴うもの、 15款1項1目国庫・児童福祉費負担金は 62万円の追加、 16款1項1目県費・児童福祉費負担金は 31万円の追加で、民間保育所の入所児童数の変動に伴うもの、同2項2目県費・児童福祉費補助金は 21万 9,000円の追加で、補正内容欄記載のそれぞれ事業費が確定したものの、同6目県費・教育費補助金は 12万 5,000円の減額で、補助対象事業費の確定によるもの、 19款2項1目奨学振興基金繰入金 40万円の減額で、児童・生徒就学援護事業の事業費の確定によるものであります。

続いて、歳出でございますが、8ページをお開きください。

企画財政課関係では、2款1項7目 024事業、広域行政推進事業は 1万円の減額で、伊豆ナンバー推進協議会の精算による不用額、同 15目 0380事業財政調整基金積立金は 1,500万円の追加で、歳入で申し上げた市有地売却収入の増額分を積み立てるというものであります。

同9項1目 0910事業電算処理総務事業の 472万 5,000円の追加は、歳入でも触れました後期高齢者医療システム改修業務委託として、 14款1項1目 7700事業起債元金償還事務は 7,766万 6,000円の追加で、減債基金の活用により利率7%以上の6件の公的資金 補償金免除繰上償還を実行するものであります。

次の、12款1項1目予備費は 7,124万 3,000円の追加で、歳入歳出調整額であり、結果 9,776万円の予算額となりますが、翌年度への繰越財源となるものであります。

続いて、総務課関係では、2款1項3目 0140事業行政管理総務事務は 44万円の減額で、車両購入入札差金であります。同 014事業、例規関係事務は 40万 8,000円の追加で、例規集の

加除及びデータベース更新に要するもの、同 12目 0350事業工事検査事務は5万8,000円の減額で、プリンター購入の見積差金であります。

続いて、市民課関係では、2款7項1目 0750事業、交通安全対策事業は53万5,000円の減額で、交通安全指導員設置費負担金の負担割合の見直しによるもの、同 0750事業、防犯対策事業は50万円の追加で、防犯灯の電気料の追加見込み額、8款1項2目 5810事業、消防団活動推進事業は26万9,000円の減額で、補正内容欄記載の対象団員の人員減によるものであります。

続いて、福祉事務所関係では、3款1項2目 1052事業、在宅身体障害者(児)援護事業は9万3,000円の追加で、自立支援医療費負担金の事業 精算に伴う県費返還金、同3目 1103事業、知的障害者(児)施設等対策事業は1,636万3,000円の減額で、補正内容欄記載のそれぞれの補助金の確定に伴う減額、10ページをお願いします。

同6目 1120事業、障害福祉サービス事業は2,534万4,000円の減額で、補正内容欄記載のそれぞれの事業費の実績見込みによるものであります。

同2項1目 1203事業、敬老関係事業は27万9,000円の減額で、敬老会事業の精算不用額であります。同3項1目 1453事業、児童扶養手当支給事業は368万2,000円の減額で、児童扶養手当の実績見込みによる不用額が主なもの、同3項2目 1500事業、児童手当支給事業は122万5,000円の減額で、非被用者児童手当の実績見込みによる不用額が主なもの、同7目 1700事業、母子家庭等援護事業は13万6,000円の減額で、実績見込みによる不用額、3款4項1目 1753事業、生活保護費支給事業は3,000万円の減額で、医療扶助費の減少によるもの、同5項2目 1830事業、災害復興資金貸付基金は120万円の追加で、歳入で申し上げた貸付金の繰り上げ返済分を積み立てるものであります。

続いて、健康増進課関係では、3款2項6目 1410事業、指定介護予防支援事業の10万円の減額は実績による不用額、同8項1目 1950事業、介護保険会計繰出金は26万6,000円の追加で、介護予防の地域支援事業費ルール繰り出し 分であります。

4款1項2目 2020事業、予防接種事業は113万円の減額で、日本脳炎予防接種を控えたことによる医師謝礼の不用額、4款1項5目 共立湊病院組合負担事務は245万3,000円の追加で、構成団体負担金の確定によるもの、4款2項1目 2153事業、保健対策事業は8万8,000円の減額で、AEDの購入入札差金であります。

続いて、環境対策課関係では、4款3項2目 2260事業、ごみ処理手数料事務は176万4,000円の追加で、指定ごみ袋需要増に伴う印刷製 本費及び販売委託料の増、同5目 2310事業、焼

却炉改良事業は地方債の変更でも申し上げましたが、9,267万円の減額で、全体事業費の確定及び年次施工割合の変更によるもの、同7目2383事業、環境美化推進事業は19万7,000円の減額で、傷害保険料の精算不用額、同4項1目2410事業、水道事業会計繰出金は400万円の減額で、出資金の確定に伴うものであります。

続いて、産業振興課関係では、5款1項3目3100事業、農業振興事業は5万2,000円の減額で、補正内容欄記載のそれぞれの負担金の額の確定によるもの、12ページをお願いします。

同4目3150事業、家畜生産振興事業は2,000円の減額で、負担金の確定によるもの、同2項1目3350事業、林業振興事業は14万円の減額で、補正内容欄記載のそれぞれ負担金や補助金の確定によるもの、同3352事業、松くい虫防除事業は7万1,000円の減額で、委託料の精算不用額、同2目3400事業、市営分収林事業は7万6,000円の減額で、事業実績に伴う委託料の減額、同4項5目3880事業、田牛地区排水処理施設管理事業は45万円の減額で、改良工事の精算に伴う繰出金の減であります。

続いて、建設課関係では、7款2項1目4550事業、道路維持事業は5万円の減額で、道路用地買収不用額、同3目4605事業、県単道路整備事業負担事務は160万円の減額で、事業費の確定によるもの、同3項1目4800事業、河川維持事業は2,000円の減額で、委託業務単価の変更に伴うもの、同4項1目5100事業、港湾総務事務は1万円の減額で、業務内容変更に伴う減額、同5項1目5160事業、景観計画策定推進事業は4万9,000円の減額で、精算不用額、同2目5180事業、伊豆縦貫道建設促進事業は46万6,000円の減額で、都市計画原案策定業務委託の精算不用額31万7,000円が主なものであります。同4目5250事業、都市公園事業維持管理事業の90万6,000円の追加は、燃料費高騰に伴う指定管理料の追加が主なもの、同6項1目5500事業、下水道会計繰出金は766万2,000円の追加で、下水道使用料減収補てんの680万円と公的資金繰上償還金借換債の端数補てんの75万2,000円及び長期債利子分11万円です。

同7項1目5600事業、市営住宅維持管理事業は12万円の減額で、補正内容欄記載のそれぞれの事業の精算不用額、同3目5630事業、急傾斜地対策事業の5万6,000円の追加は、補正内容欄記載のそれぞれの負担金の確定によるもの、10款2項2目7353事業、公共道路橋梁施設災害復旧事業(7月15日災)の1,507万6,000円の減額は、事業費の確定に伴うものであります。

続いて、学校教育課関係では、3款3項4目1600事業、民間保育所事業は202万9,000円の追加で、対象児童数の変動及び保育単価の改正に伴うもの、9款1項2目6010事業、教育委

員会事務局総務事務は6万4,000円の減額で、補正内容欄記載のそれぞれ負担金の額の確定に伴う不用額、同6015事業、放課後子ども教室推進事業は18万8,000円の減額で、事業実績による不用額、14ページをお願いします。

同2項1目6050事業、小学校管理事業は20万円の減額で、教職員健康診断委託の精算不用額、同2目6090事業、児童援護事業は72万8,000円の減額で、補正内容欄記載のそれぞれの補助金、扶助費の実績不用額、同3項1目6150事業、中学校管理事業は13万1,000円の減額で、教職員健康診断委託の精算不用額、同2目6190事業、生徒援護事業は129万3,000円の減額で、補正内容欄記載の補助金、扶助費の実績不用額、同7項1目6800事業、学校等給食管理運営事業は1万円の追加で、ガス代の不足額15万円が主なものであります。

続いて、生涯学習課関係では、9款5項6目6600事業、図書館管理運営事業は10万3,000円の減額で、外壁補修工事の入札差金、同7目6650事業、市史編さん事業は13万3,000円の減額で、資料編原始・古代・中世の印刷製本の契約差金であり、繰越明許でご説明した契約額335万2,000円が繰り越されることとなります。同6項2目6750事業、吉佐美運動公園整備事業は駐車場整備工事で12万4,000円の減額で、入札差金であります。

以上で、議第4号平成19年度下田市一般会計補正予算(第7号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第5号平成19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

補正予算書の57ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120万5,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料を見て説明させていただきますので、浅黄色の補正予算の概要の16ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款2項1目立木売払い分収金17万3,000円の追加で、分収金の額の確定に伴うものであります。

続いて、歳出でございますが、6款1項1目稲梓財産区予備費は同額の17万3,000円の追加で、予算調整額であります。

以上で、議第5号平成19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第3号)について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第6号 平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の69ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,056万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,939万1,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして説明させていただきますので、浅黄色の補正予算の概要の18ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者・医療給付費分現年課税分の1,100の減額、及び同3節一般被保険者・医療給付費分滞納繰越分の300万円の減額は、収納率の影響による減額となるものであります。同2項1目退職被保険者等・医療給付費分現年課税分は300万円の追加で、調定額の増に伴うもの、3款1項1目国庫・療養給付費等負担金・現年分は3,230万5,000円の減額で、一般の療養費及び高額療養費の減に伴うもの、同2目国庫・高額医療費共同事業負担金は7万3,000円の追加で、同共同事業への拠出額の確定によるもの、同2項1目国庫・普通調整交付金は1,330万円の減額で、一般の療養費及び高額療養費の減に伴うもの、同2節国庫・特別調整交付金は110万円の追加で、調整交付金算定システム改修に要する経費として交付されるもの、同3目国庫・高齢者医療制度円滑導入事業費補助金は12万6,000円の追加で、高齢者医療費の自己負担凍結措置対応システム改修に対する補助金であります。4款1項1目療養給付費交付金・現年分は7,002万2,000円の減額で、退職の療養給付費・高額療養費の減に伴うもの、5款1項3目県費・県財政調整交付金・普通交付金は570万2,000円の減額で、一般の療養費及び高額療養費の減に伴うもの、同2項1目県費・高額医療費共同事業負担金は7万3,000円の追加で、同共同事業への拠出額の確定によるもの、6款1項2目保険財政共同安定化事業交付金・現年分は860万5,000円の減額で、同安定化事業の拠出額の確定に伴うもの、8款2項1目国民健康保険基金繰入金は1,100万円の減額で、財源調整の不用額であります。

続いて、20ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目8300事業、国民健康保険総務事務は173万円の追加で、月報・調整交付金算定システム改修委託として110万円、高齢者医療費の自己負担凍結措置に対するシステム改修委託として63万円であります。2款1項1目8380事業、一般被保険者療養費給付事務の9,000万円の減額、同2項1目8390事業、退職被保険者等療養給付事務の

5,000万円の減額、同5項1目8410事業、一般被保険者高額療養費支給事務の1,000万円の減額、同6項1目8415事業、退職被保険者等高額療養費支給事務の800万円の減額は、それぞれ実績見込みによる減額であります。

5款1項1目8460事業、高額医療費共同事業医療費拠出金は29万円の追加で、拠出金の額の確定に伴うもの、同2目8461事業、保険財政共同安定化事業拠出金は860万5,000円の減額で、同安定化事業への拠出金額の確定に伴うもの、6款1項1目8470事業、健康管理普及事業は320万円の減額で、計画策定委託業務を内部策定することにした結果の不用額、10款1項1目予備費は1,722万3,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第6号平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第7号平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

予算書の85ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,131万7,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして説明させていただきますので、補正予算の概要の22ページをお開きください。

初めに、歳入であります。3款2項4目国庫・介護保険事業補助金は63万9,000円の追加で、後期高齢者医療激変緩和措置に対するシステム改修の国庫補助金、8款1項4目事務費等一般会計繰入金は26万6,000円の追加で、同システム改修の市負担分の一般会計からの事務費ルール繰入金を受け入れるものであります。

続いて、歳出であります。1款1項1目9201事業、介護保険電算システム整備事業は325万5,000円の追加で、歳入で申し上げた後期高齢者医療激変緩和措置に対するシステム改修業務委託費であります。

以上で、議第7号平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第8号平成19年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたしますので、補正予算書の97ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,932万 5,000円とするものでございます。

第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、補正予算の概要にてご説明いたしますので、補正予算の概要の 24ページをお開きください。

まず、歳入であります。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は 45万円の減額で、排水処理施設機械設備改良工事費の精算等による繰入金の減額であります。

続いて、歳出であります。1 款 1 項 1 目 9000事業、田牛地区排水処理施設管理事業は 45万円の減額で、補正内容欄記載のとおり排水処理施設機械施設改良工事の精算不用額で 65万 5,000円の減額及び、排水処理施設修繕で 20万 5,000円の追加によるものであります。

以上で、議第 8 号 平成 19年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第 9 号 下田市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明いたします。

補正予算書の 109ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 2,216万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19億 2,084万 3,000円とするものでございます。

第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、補正予算の概要にて 後ほど説明いたします。

第 2 条、地方債の補正は 1 件で、その内容は 112ページをお開きください。

第 2 表 地方債補正（追加）は、公共下水道事業、公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債で公的資金の補償金免除繰上償還の財源として借り入れるというもので、限度額 6 億 2,130万円、起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりであります。

恐れ入りますが、109ページに戻っていただいて、第 3 条の繰越 明許費であります。地方自治法第 213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、113ページをお開きください。

第 3 表 繰越明許費に記載のとおり、2 款事業費、1 項事業費におきまして事業名、下田浄化センター等更新事業 2,900万円を年度内に完了できる見込みがないため、繰り越すものであります。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容についてご説明いたしますので、補正予算の概要の 26ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、2款1項1目下水道使用料は 680万円の減額で、減収見込みによるもの、5款1項1目一般会計繰入金は 766万円 2,000円の追加で、使用料の歳入不足見込み額 680万円の補てんと繰上償還の借換債の端数分 75万 2,000円（元金分）及び長期債利子分の 1万円を一般会計より繰り入れるものであります。

8款1項1目下水同事業債は 6億 2,130万円の追加で、地方債の補正で申し上げた 7%以上の公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債であります。

続いて、歳出でございますが、3款1項1目 8850事業、下水道起債元金償還事務の 6億 2,205万 2,000円の追加は、繰上償還の元金分、同2目 8860事業、下水道起債利子償還事務は 1万の追加で、長期債利子分であります。

以上で、議第4号から議第9号までの6件の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明いたします。

お手元の水色の水道事業会計予算のご用意をお願いいたします。

議第10号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第5号）でございますが、予算書の1ページをお開きください。

補正（第5号）の主な内容でございますが、収益的収入及び支出におきまして、収入で観光の低迷により営業収益の減額補正、また資本的収入及び支出におきましては、収入で公営企業の借換債の増額補正、支出で改良工事の減額補正が主たるものでございます。

まず、第1条でございますが、平成19年度下田市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量でございます。平成19年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、第2号、年間総配水量「531万9,000立方メートル」を「527万3,000立方メートル」に、第3号、1日の平均配水量「1万4,573立方メートル」を「1万4,44立方メートル」に、第4号、主要な建設改良事業、改良工事費及び第6次拡張事業費「3億2,920万1,000円」を「2億9,320万1,000円」に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で第1款水道事業 収益 700万円を減額し 7億 109万 3,000円に、内訳といたしまして、第1項営業収益も同額減額し 6億 9,690万 5,000円にするものでございます。

支出で、第1款水道事業費用 527万4,000円を減額し6億8,215万2,000円に、その内訳としましては、第1項営業費用を 700万円減額し5億2,353万円に、第2項営業外費用を 172万6,000円増額し1億4,962万2,000円とするものでございます。

第4条、資本的収入及び支出でございます。予算第4条本分括弧書き中「不足する額2億7,662万円」を「不足する額2億7,809万5,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,468万3,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,296万9,000円」に、「減債積立金 3,807万1,000円」を「減債積立金 4,162万円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入で1億3,225万7,000円追加し3億4,890万円に、内訳としましては、第1項企業債を1億3,620万円追加し2億9,880万円に、第2項他会計からの出資金を400万円減額し3,180万円に、第7項県費補助金を5万7,000円追加し104万7,000円にするものでございます。

支出でございます。第1款資本的支出で1億3,409万2,000円を追加し6億2,699万5,000円に、その内訳といたしましては、第1項建設改良費を3,600万円減額し、2億9,984万2,000円に、第2項企業債償還金を1億7,009万2,000円追加し、3億2,632万3,000円とするものでございます。

第5条企業債でございます。予算第6条を次の通り補正するものとして、変更で、限度額「1億6,260万円」を「1億3,130万円」に改め、追加で、第1項起債の目的は、上水道事業として補償金免除繰上償還に係る借換債、第2項限度額は1億6,750万円に、第3項起債の方法は証書借入、第4項利率は5%以内、第5項償還の方法は、借入先の融通条件に従う。ただし、その企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債に借換することができるというものでございます。

次に、予算に関する説明で2ページをお願いいたします。

平成19年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございますが、収入といたしまして、第1款水道事業収益を700万円減額し7億109万3,000円に、内訳といたしまして、第1項営業収益は観光の低迷により水需要が減少し、同額補正するものでございます。内容としても、1目給水収益を同額減額するというものでございます。

支出といたしまして、第1款水道事業費用は527万4,000円を減額し6億8,215万2,000円に、内訳といたしまして、第1項営業費用700万円の減額は、1目原水及び浄水費で水需要の減少に伴い動力費、薬品費の減額及び水質検査委託の差金、2目配水及び給水費は漏水委託調

査の差金でございます。第2項営業外費用172万6,000円追加し1億4,962万2,000円に、内容は、1目支払利息及び企業債取扱諸費を1万2,000円追加し1億3,805万8,000円に、2目消費税及び地方消費税を17万4,000円追加し1,066万3,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入1億3,225万7,000円追加し3億4,890万円に、内訳としまして、第1項1目企業債を借りがえの借り入れとして1億3,620万円追加し2億9,880万円に、第2項1目他会計からの出資金を400万円減額し3,180万円、第7項1目県費補助金を5万7,000円追加し104万7,000円とするものでございます。

支出で、第1款資本的支出は1億3,409万2,000円を追加し6億2,699万5,000円に、内容としまして、第1項建設改良費を3,600万円減額し2億9,984万2,000円に、1目改良工事費を同額減額し2億1,118万円に、第2項1目企業債償還金を繰上償還として1億7,009万2,000円を追加し3億2,632万3,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

平成19年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は1億2,578万2,000円追加し1億5,701万9,000円に、支払資金は1億2,710万4,000円を追加し10億9,017万2,000円となり、この結果年度末における資金残高は6,684万7,000円を予定するものでございます。

8ページをお願いします。

平成19年度下田市水道事業会計予定貸借対照表でございます。

補正第4号の予定貸借対照表に、今回の補正第5号の補正予定額を増減したもので、8ページの末尾に記載してありますように、資産合計は6億5,965万円となるものでございます。

次に、9ページをお願いします。

9ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は6億5,965万円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

10ページをお願いします。

平成19年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益6億6,372万1,000円から2の営業費用5億1,509万4,000円を差し引きますと営業利益は1億4,862万7,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益418万2,000円から営業外費用1億3,895万9,000円を差し引きますと、マイナスの1億3,477万7,000円となり、この結果経常利益は1,385万円、これに5の

特別利益 1,000円を加え、6の特別損失 500万円と7の予備費 400万円を差し引きますと、当年度純利益は 485万 1,000円を予定するものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、議第 10号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどを よろしくお願いいたします。
議長（増田 清君） 議第4号から議第 10号までについて当局の説明は終わりました。

ここで 10分間休憩いたします。

午前 1 0 時 5 3 分休憩

午前 1 1 時 3 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第4号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第7号）に対する質疑を許します。
1番。

1番（沢登英信君） 生活保護費関係の歳入が 約 2,200万でしたが、それで医療費扶助が減ということで 3,000万と生活保護費が減になっているわけですが、この医療費扶助の内容と
いいですか、原因がどういうことで減額になったのか と。あわせて、学校関係の準要保護について減額等になっていようかと思えます。生活保護の対応がきっちり手が届くような形でやられているのか、あるいは国の一方的な指導があって減額になっているのではないかと、こんな思いもあるもんですから、その原因について第1点、あわせて減の原因を明らかにしていただきたいと思えます。

それから、補正予算の 15ページのごみの収集手数料が 1,57万 4,000円、約 3割をちょっと割るぐらいの補正になっているわけでありましたが、ごみ有料化に伴うものと思えますが、この内容がどういうことでこれだけの増になったのかと。さらに、2ページの資源ごみの売払代が 180万の増額補正を予定をしておりますが、これまた 12月議会で増額を補正したところでさらに増額補正だと思えますが、この内容も同様にどういうわけで 180万円の増になったかと、実態を明らかにしていただきたいと思えます。

順次質問を、とりあえずその2点質問を させていただきます。

議長（増田 清君） 番外。

福祉事務所長（内田裕士君） 先ほどの質問にあります生活保護の医療扶助の関係ですけれども、これ毎年下がっておりまして、1年度ですと 2億 7,700万で 18年度で 2億 6,300万ほど、

今回 19年度は予定としましては2億 5,800万ほど予定見ておいたんですけれども、今のところ見込み額として大体2億 2,500万ほどが大体数字で出てくるんじゃないかということでございます。決して国のほうの指導で医療費をやっているとかそういうことはございません。だものですみませんけれども、医療費どのように減ったかというか、分析のほうは出していないんですけれども、大分お医者さんにかかれる方が少なくなっているんじゃないかと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 学校教育課のほうの準要保護の減額が提示されているけれども、その大きな理由は何なのかというご質問でございます。

昨年の今ごろの時期に、新年度予算を私のほうも計上させていただきまして、皆さんご審議の上、決定をいただきました。その間、若干取り下げ等がありまして、当初予定した人員の人数が小学校の準要保護、それから中学校の準要保護両方で8名減員となっていたために今回の減額補正をお願いしたと、こういうことでございます。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） ごみ収集手数料の増額の件でございますが、当初予算におきましては2,380万の予定をしまして、この袋の数が約80万枚ということで予定しておりました。実施後、経過の中で結果的にこの補正予算計上時でございますが、約130万枚の販売ということになりまして、その分の増額分ということで1,57万4,000円収入を増らせていただくものでございます。

また、資源ごみにつきましては、12月補正で、古紙のほうの増額収入をさせていただきましたけれども、もうちょっと見通しが立った中でということで、アルミとスチール缶の売却の代金につきまして、数量的には大きな変動というか量というものはないんですが、単価が増になっておりまして、特にスチールについて前年度は1トン1万4,000円ございましたけれども、19年度は前半が2万8,000円、また後半が3万2,100円と、こういう単価の増によりましてこの収入が180万円増えていると、こういうことでございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 生活保護の医療費については、決してお医者さんにかかりたいけれども、行っていないんだというようなことはない、こういう回答かと思しますので、納得をさせていただきます。

それから、準要保護の関係が小学校が8、中学校が8人減ったということですか。 16人準要保護対象者が減ったということですね。わかりました。

それから、ごみの件ですが、契約そのものは半年ごとに進めて、市況は恐らく1カ月ごとに取引価格は上下、恐らくするんだろうと思いますが、市の契約は恐らくこれは半年ごとにやっているんじゃないかと。それでその単価が上がったということはちょっと理屈に合わないのかなと。量が上がったということならわかりますけれども、どういうことなのか、ちょっともう少しその原因を再度説明をいただきたいと思います。

それから、この概要の説明のほうの共立湊病院の負担金が 245万3,000円上がっているかと思うわけですが、これまたどういうわけで負担金が増えることになるのかと、補正になるのかと、今後この増額が傾向としてどういう方向に進むことになるのかと、そこも含めてわかりましたら明らかにしていただきたい。

それから、起債の地方債の変更が出されているわけですが、借りかえで7%のものを3%台の利息のものに借りかえると、こういう措置をとられていると思うわけですが、この利率が政府資金が5%以内だと、そういうことからいえば、やはりこれを3%以内のものにしていくという努力は当然必要かと思えます。これは上限を決めているので、実態は3%だよというようなことがあるのかもしれませんが、起債の利息について 上限5%となっていますが、実態はどうなんだと。3%以下で借りられるような努力を当然すべきではないかと思えますが、それについて再度質問をしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 単価の変動の原因ということでございますが、今、予算上でちょっと説明しましたが、去年の単価と比較しまして、アルミ缶のほうは前半が14万、また後半が15万という中で、今年19年度におきましては、前半、後半、15万2,000円という単価になっておりまして、またスチールのほうは去年の前半が1トン1万4,000円、後半が2万円と、そして今年になりますと、先ほどご説明したとおり前半が2万8,000円、後半が3万2,100円と、こういう引き取り価格の変動が見られておりまして、この辺の単価の高騰という部分につきましては、やはり市場の需要の影響と、中国市場のそういう影響というようなこともかんがみられるところでございまして、そういうところが単価の増につながっているのではなからうかと思えます。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（河井文博君） 共立湊病院の関係でございまして、市町村負担金が増えたと

いうことはなぜかというような質問でございます。

共立湊病院には各 1 市 5 町ですか、の負担金の負担率が決まっております。これは病床分とか元利償還の分とか特別交付税の分とかというものがあまして、均等割が 5 %で、あと 95%、その 95%を病院の入院割とか、それから通院というんですか、通院割とかという形で利用率によって決まっています。それで、下田の負担率が 45.30という形の、これは 3 年に 1 遍見直しをしております、平成 18年から平成 20年までのものは 45.30でございます。

それで、この額でございますが、これはうちのほうには直接は来なくて、共立湊病院のほうに交付税分として幾らくださいというのが、自治体病院の開設者協議会というのがございます、そちらのほうから共立湊病院のほうに来まして、下田市さんは負担率に応じて、例えば今年の場合、当初は 5,326万 1,000円だったのが、245万 3,000円割り増ししてくださいということで 5,57万 4,000円を共立湊病院のほうへ負担することになっています。

この理由としますと、1床当たりのベッドの率が上がったよということですね、課長会議というのがありますけれども、その場で説明を受けております。そのベッドの1床当たりの率が高くなったということが、この 245万 3,000円の額になりました。ちなみに1億 2,290万 2,000円が、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の合計額の負担が1億 2,290万 2,000円ということとなっております。

以上です。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） ただいま沢登議員のほうから起債の関係でご質問をいただきました。

今、論議になっておりますのは一般会計の補正予算のほうでございますので、今回の一般会計の補正の予算のほうでは借換債というのは計上してございません。

ご質問の内容は、借換債があった場合には、高利のものについてはできるだけ低利で努力するようにというご質問でございますが、それについては、当然借換債を借りるときには入札を実施いたしまして、できるだけ低利のものを選択させていただくということは、当然心がけるところでございますが、今ご質問の一般会計の補正の段階においては、説明の中でもご案内したとおり、一般会計については今回は繰上償還ということで減債基金を活用しての繰上償還のみの補正でございます。したがって、借換債云々というのはございませんので、ちょっと論議がどうなのかなという、申しわけないですが、以上でございます。

議長（増田 清君） いいですか。

1 番。

1 番（沢登英信君） ちょっとすみませんね、理解がいきませんので、もう少し説明をいただきたいと思いますが、予算書の 6 ページ、7 ページで説明をいただけるとありがたいと思います。

それから、もう 1 点、あわせて、先ほど共立湊病院の負担金、 その他ベッド数の総額が上がってその負担割合によって上がったんだよと、こういう説明をいただいたわけですが、病院については地方交付税のほうで当然その措置がされるという仕組みになっていようかと思っています。共立湊にかかわる病院の経費、下田の分として来る地方交付税分は幾ら想定されているのかと、計算上なっているのかと。そして この負担金として払う金額と比較したとき、どの程度になっているのかという点について教えていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず、地方債の補正の関係でございますが、今議員がおっしゃるとおり、今回の一般会計の地方債の補正については、その内容は 7 ページの第 3 表、地方債補正に記載されてございます。

この 5 件の各事業の地方債については、先ほどご説明したとおり、既に平成 19 年度における当初の予算、事業費ベースで起債を想定したというところでございますが、その際には、当然利率については 5 % 以内ということで上限枠はとりあえずは設定をさせていただいておりますが、それらの事業について、今回の補正は事業費が確定したことに伴って起債額が変動になったと。当然、議員がおっしゃるとおり、借り入れの利率については それぞれ、先ほど申し上げたとおり見積りを 合わすといいますが、入札といいますが、そういう形での 各金融機関との調整の中でできるだけ低利の形で借りられるようには努力 はしております。

先ほど、私の聞き間違いかもしれませんが、繰上償還というお話がちょっとございましたので、今回の起債の地方債の補正の中には繰上償還は入っておりませんので、そういった意味ではとりあえず政府資金等々についても、繰上償還をする場合には低利のものを活用するというのは当然でございますので、そのような努力はさせていただいているというところでございます。

それから、次に地方交付税の関係については、担当課長のほうからお話 があると思います。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 地方交付税については余り私詳しくなくて、昨日ちょっと調

べてみたんです。私どもとしては、地方交付税は幾らだとかという計算はしなくて、共立湊病院のほうから下田市さんの負担金は幾らですよという形で、向こうの組合員のほうで計算してくれています。その分をうちのほうとしては 支出をするという格好になっています。出した分については、下田市には地方交付税で来るのかどうかと。要するに 5,300万円湊病院に払って、交付税から 5,300万が来れば、ちょうどイコールですから、それはいいわけですが、ということで財政のほうに聞きに行きましたら、その分はちゃんと入ってきますという話を聞いたもんですから、ああ、そうですかということで 私も納得しました。

そういうことでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

10番。

10番（大黒孝行君） すみません、4款3項5目、焼却場改良費で大変な額が減額されておりまして、この工事は当初予算の中で見積もっておられました入札にかかわる部分だと思っておりますが、その辺の経過を少しお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 減額の内容でございましょうか。減額の要素といたしましては、まず当初この工事に当たりまして、全炉 停止ということの期間を2月に設定しておりまして、各町村にごみの 今日からまた始まっていますけれども、焼却の依頼をしたところ、ちょうどその2月というのは各 町村も、市町も、結局受け入れられないということに なりまして、その期間に工事をする予定であった工事というものが来年にしなければならなくなったという状況がありまして、その分について、例えばシャッターとかクレーンとか煙突とかそういう工事を来年に回したことによって、今年度の分が減額ということで 9,267万の計上をさせていただいているということでございます。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） そんなことでは説明にならないと思うんだけど、この債務負担行為の中で2億 6,700万を超える金額、4億 8,800万が来年度になっていて総額が減っているんですね、9億から7億 5,500万に、そうじゃないんですか。事業予定額が9億から 7億 5,500万に減っているわけでしょう。その部分が工事にかかわる部分の減額で債務負担行為等と、そっちのほうを問題にしたいんだけど、説明になっていないと僕はとらえているんだけど、いいの、あなたそれで、今の説明で。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 申しわけありません。全体の今の7億 5,500万のお話について9億と。これは入札の結果、減額によって全体の額がこのような額になっているということでございます。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） 入札の経過ですか。それは 契約のときの議案の中でもご説明させていただいたところでございますけれども、業者のこういう見積もりした結果の中で、こういう金額を提示してきているわけございまして、うちのほうとして予定価格として出したものに対して、入札の結果、この金額で契約ということになったことの減額と、それが理由ということしか言えないところでございますけれども。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） ここで問題になるのは、大体この金額がすべては起債でございます。真水で言ったら、800万等々の金額による9,200万の減額補正でございますが、当初予算のときにこれ起債でなくて、この9,000万というお金があったら、企画財政課長、どういう認識持たれますか、これ。当初予算の編成のときに、それだけ積算の根拠というものが、1億も違うような積算がどうして起きたのか。25%の、4分の1も下がるようなものが起きたその理由わかれば教えてくださいと聞いているわけだから。担当課、もう結構ですけれども、感覚だけ、財政課。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） ただいまのご質問のご趣旨が、平成 19年度の当初予算の全体事業費として、事業費部分だけでございますけれども、9億円と当初は想定しておったものが、現在、今回の補正の中で全体事業費が7億 5,500万強の金額に落ちた理由は何かということところ……

〔発言する者あり〕

企画財政課長（土屋徳幸君） そうですね。入札によって下がったわけです。

〔発言する者あり〕

企画財政課長（土屋徳幸君） 当初予算で9億を計上させていただいた事業費の見積もりというか、要するに積算につきましては適正な設計単価に基づいて我々は工事の設計がなされ、実施設計等がなされた上で、それに見合った予算計上をさせていただいたと。あわせて、今ご質問の、要するに起債の部分につきましては、適債の範囲のパーセントの範囲内でそれぞれ適債事業という、いわゆる起債に適用する事業費というのがございますので、具体的に申

し上げますと、19年度当初予算において9億のうちの7億4,700万がいわゆる適債の事業費の内訳でございまして、それに対応する起債を計上させていただいたと。

それは、あくまでも、議員もう一つ、もう1点申し上げさせていただきたいのは、先ほど担当課長からもご説明ございましたけれども、19年度当初予算の9億のうち、これは債務負担の事業でございます、ご案内のとおり。19年度から20年にかけて2カ年の債務負担事業でございますので、19年度の当初時点での予算の計上の仕方というのは、全体の9億円のうちの約40%が19年度分だと。したがって、9億円のうちの3億6,000万が19年度分の事業費であり、残りの60%の5億4,000万が次年度の、20年度の事業費ということで年次割をさせて債務負担でご報告をさせていただいたと思います。

それが、今のお話のように、まず1点目は、全体事業費が7億5,563万3,000円に落ちたというのは入札の結果でございまして、さらにまたこの19年度で減額の要因となったのは、その減額で割り振りをした当初の40%、60%が、さきほど担当課がご説明したように、年度内に40%の施工割合が達成できないと。その理由は、ごみの受け入れの云々ということで今年度内にはできないものですから、来年度に移行させてもらったと。そういうことで、現在の補正の内容で行けば、19年度は40%の施工割合が39%に落ち、20年度は65%に逆に上がっていると。そういうことで、債務負担の額の変更等がなされていると、そういう状況であります。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 幾つか質問させていただきたいんですが、1点目、ごみの袋だとか単価が下がることによって増額補正が出たんですが、新年度予算で聞いたほうがいいのかもしいないですけども、ごみ袋の有料化のときに、その財源については環境対策に使うよという答弁があったかと思うんですが、実際にこうやって収入が確定していく中で、このごみ袋の有料化による財源をどのように使うかというのは、計画案みたいなものはおありでしたら教えてください。

それから、不動産売払収入で1,500万出ているんですが、これの場所をひとつ教えてください。

沢登さんのほうからも、質問が出ていたんですが、ちょっとよくわからないんで教えてほしいんですが、減債基金のほうから繰り入れて7,766万6,000円入れて、支出のほうで減債繰入金で同額を支出しているわけですね。要は、その支出した目的というんですかね、どこ

へどんなふうに支出をしたのかということですね。

それから、財政調整基金で 1,500万積んで、予備費のほうで 7,700万、大体 9,000万ちょっとお金が浮いたよと、補正上。それが大体、今大黒さんが言っていた焼却炉改良工事で 9,260万ぐらい何がし下がっているんで、今回の補正でい えば 9,000何がし支出の分が減って、1,500万を財調にして予備費のほうへ 7,000万増額したよと、大きな流れではそういう判断でいいのかどうかと。

それから、財調のほうを増やすのはこれで結構だけれども、これを 1,500万増やすというのは、何か根拠がおありなのかどうかということ。

それから、39ページの都市公園費で、敷根公園指定管理料 96万 3,000円が委託料で上がっているんですが、たしか指定管理料は年間で 契約、決めていると思ったんですが、ここで何で指定管理料が補正で上がってくるのかということですね、そこのところを教えてください。

それから、市史編さんのところで減額が出ているんですが、ここは何か契約か何か市史編さんでなされて、その確定に伴ってなされたのか、この減額の理由を教えてください。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） ごみ袋の収入に伴う充当先ということとなりますと、1つはこの袋をいろいろつくったり、またお店に 手数料を払ったり、そういう費用に使わせていただく。もう一つは、ごみの収集をしているわけですので、そういう収集のための費用にも使わせていただいているというところでございます。

3番（伊藤英雄君） 質問は利益なんで、有料 ごみ袋をつくって経費は当然かかるけれども、プラスマイナス、じゃどういう ふうになるんだと。指定ごみ袋やったけれども、そのプラスの部分は環境対策のほうに使うよという議論があったから、それはどういうふうにするか何かあるのかということを知りたいんです。

環境対策課長（藤井睦郎君） ですから、その利益の分以上に収集の、要するに経費はかかっているわけですから。

3番（伊藤英雄君） 掛かっているのですか。

環境対策課長（藤井睦郎君） いや、全部そこへ投入するということですね。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 市有地売却の所在地というご質問でございます。

場所は下田市武ガ浜 870番 16 それから下田市武ガ浜 870番 83 これは伊藤園に隣接した土地でございます、474.3平米 143.5坪でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず、1点目の減債の支出の目的といたしますか、そういった意味では支出の活用のもとになるのは何かということでございます。

先ほどご説明したとおり、7%を超える従前に借りた起債の6件の繰上償還をさせていただき、財源として減債から繰り入れ、その財源を活用して今申し上げた7%以上の、従来借り入れた7%以上の起債の6件分を今回繰上償還させていただくと。

具体的な内容につきましては、まず借入時期でございますが、59年度から60年度にかけて下中関連です、主に、下田中学校の建設関連、ですからその用地造成も入りますし、また建設も入りますし、それから屋内体育館ですか、体育館の建設。それから、そのほかに下田小学校の建設や稲梓中学校の耐震補強工事、これらで6件、それが全部当時の利率で7.1%ということで、残りがあと償還としては半年賦でございますので、2回から4回ということで余り残りはございませんけれども、ここで一括償還してしまえばなくなりますので、これが今後の利息の軽減にもつながると。そしてまた、起債残高の軽減にもつながるということでもくろみでございます。

それから、次の予備費の9,000万の関係でございますが、確かに今回補正させていただきますのは補正額7,000万を超える額で、従来ある残の2,000万合わせて9,000ということでございます。その1つの大きな要因は、焼却炉の関係かということでございますが、それも1つの理由としては言えますけれども、全体の歳入歳出の中での不用額等の累積でこれだけのものを予備費に積み立てさせていただきたいと。

それで、逆に言うところの予備費の9,000万の使い道は何か考えているのかというご質問でございますが、先ほど申し上げたとおり、当初予算の段階において9,000万の繰り越し財源として、既にご覧になっていただいたかどうかわかりませんが、審議にはまだ至っておりませんが、当初予算の段階で9,000万の前年度繰り越しを予定しておる当初予算でございますので、その財源相当分だというふうにご理解をいただければと思います。

それから、こういった意味では財調の増額した根拠といたしますか、今後の見通しはどうかというご質問でございますが、当然、この下田市の現状を伊藤議員は十分ご承知だと思います。非常に財政厳しい状況というのは、何度もご説明をさせていただいたところでございます。そういう状況の中で、そうは言いつつも市民からの要求等にも対応しなければならぬという現実面がございますので、できるだけそういった緊急的な財政出動にも備えられ

るような体制を少しでも備えていきたいという思いもございました。そういった状況も ありますし、今後流動的な、十分ご承知だと思いますが、合併というものもどうなるかということも一方ではございますし、そういったものも含めまして将来の財政出動もできるだけ柔軟に対応できるような体制を、少しでも整えておきたいというのが、1つの根拠でございます。以上です。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 敷根公園の指定管理料の変更でございますけれども、今回の変更につきましては、原油の異常な高騰を受けてのものでございます。協定書の中にリスク分担が決まっております、物価変動につきましては指定管理者負担になっておりますけれども、その協定書の中で、一方その分担表によれば疑義がある場合は、甲乙協議して決定しなさいという内容がございます。

今回は通常想定をしている物価変動の範囲ではなくて、世界的な経済動向による特殊要因であると。とても指定管理者の経営努力の中で吸収できないではないかという判断の中で下田市で負担するのはやむを得ないのかなという判断をしたものでございまして、通常といたしますか、当初の中では6.5回、1回1万4,000円リットル入れているんですけども、今回は7回入れる必要があるんだと。つまり0.5回分は自分たちの経営努力でやってくださいと。ただし、その物価変動分最大で28%、現在、予算の中では63円当初見ておったのが。最大で28%、80円85銭ですから18円ぐらい上がってしまったと。平均でも22%で、金額でいくと14円ぐらい上がってしまったと。そういう状況がありましたので、こういう判断をさせていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

議長（増田 清君） 番外。

生涯学習課長（鈴木布 喜美君） 市史編さんですけども、入札の差金でございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） それでは、幾つか追加で質問させていただきたいんですが、まず、ごみ袋の有料化に絡んだ議論があったんですけども、そのことを余り覚えていないのかもしれないけれども、ごみの収集は基本的には一般会計のほうから人件費、それから車や何かで一般財源から出しているわけですね。そこで、要するに下田市のほうでやっているよと。新たに、今度ごみ袋を有料化にして市民に負担を求めますよと。それは下田の一般会計が苦しいから、一般会計を楽にするためにあのごみ袋の有料化があったんじゃないという理解をしておるわけですよ。それは、今後のごみ処理、環境対策用に いろんな費用がかかるよ

と、あの施設も含めて。そのためにごみ袋の値上げということが提案されたという理解で、それで可決したという理解をしているんですよ。

ただ、今のご説明によれば、それは焼却場で働く人件費や車の維持経費に回っちゃっていて何にもあれはないよということになると、あのごみ袋の有料化というのは一般会計を楽にさせるための値上げであったのかと、そういうことになるんだけど、そういうことですか。私の理解はそうじゃなかったんだけど、そこをもう一回教えてほしいですね。

それから、市史編さんのほうの入札差金ということだもんですから、入札金額と落とした落札業者を教えてください。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 今のご質問につきまして、今私がお説明した、要するにごみの収集事務とかにつきましては、全部一般財源でございます。その一般財源の中にこの袋の分を入れるということは、ほかの部分で軽減がされるということになるわけでございまして、その挿入した分について 18年には必要であった金額がその分だけ必要なくなって、他のほうの財源に使うことが可能になるということを見れば、この有料化の部分の収入というのは、有効に使われているというふうに解釈しますけれども。

だから、結局大きな意味でも焼却炉の改良とかそういう部分にも、ひいては使われているというふうに判断してもいいかと思えますけれども。

議長（増田 清君） 番外。

生涯学習課長（鈴木布喜美君） 当初予算が 470万 5,000円でありましたけれども、入札は 262万 5,000円でその後変更契約をしまして 72万 6,600円落ちました。変更後の金額が 335万 1,600円になり、その当初予算からの差額 137万 3,000円を不用額としたものでございます。

業者については、浜松の松本印刷というのが、そこでございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 収入は特別会計じゃないから一般財源に行くわけですよ。それはそれでいいですよ。その中で金に色がついていないから、何に回っているか実際わからないんだけど、ごみ袋を新たに有料化したわけですから、それは特別会計はつくらなかったけれども、何にでも、要するに人件費でも何でも自由に使うため、その金が足りないからごみ袋を有料化したのかということですよ。ごみ袋の有料化の目的は、人件費もひっくるめて全部一般財源が不足しているから、その一般財源を補足するためにというような、やっぱり

環境対策で、あその場所も狭いし、今後環境についてやっていかなければいけないから、その部分を一般財源から新たに持ち込んだりなんだから、そのところはやっぱり優先的に環境へ使うよと、こういう理解をしていたんだけど、そうじゃないよと。そんなものはもらってしまえば財布は1本だから、あとはぐちゃぐちゃだよとぐちゃぐちゃという表現はちょっと乱暴なんだけど、そういう値上げだったのかということですよ。

議長（増田 清君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 46 分休憩

午前 11 時 55 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたしますが、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前 11 時 56 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第4号に対する質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

副市長（渡辺 優君） 午前中、伊藤議員の有料の関係で増収になった資金についての使途ということでございます。

これにつきましては、平成18年9月に、下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例ということで上程をさせていただきました。そのときに、上程理由といたしまして、簡単に一言で言いますと、担当課長から「ごみ処理費用の財源の一部としたいものです」という説明がなされております。委員会の前の本会議の中でも各議員から質問がございまして、具体的には増収となる4,000万をどういう使われかたをするんでしょうかという質問に対しまして、当時担当課長から、「やはり4,000万円の使い道ということは、これは完全に環境対策課で使わせていただくというふうに思っております」という答弁をさせていただいております。

その後、委員会付託になりまして、委員長報告、当時委員長が伊藤議員でございました、

その委員長報告をされたときに、議員からの質問がありました。そうした中で、委員長は焼却場は老朽化を向かえ、莫大な施設改修を必要としている時期であります。この改修費を全額一般会計の中から捻出することはかなり困難な状態にあると思われま。委員会の中で議論されましたように、「この値上げによる収入利用については、新たな環境対策に使用する、あるいはこの施設の抜本的な改修等に使用するというのが適切であろうというふうな論議が出されました」というふうに報告をしていただいております。

そのようなことから、先ほど担当課長、すみません、当時は課長じゃなかったものですから、その経過が十分わからなかったということで一般的な経費にも使っていますよと。それ以上のものが、財源増なる以上のものが経費と使われているというような答弁をいたしましたけれども、やはりこのときの議論を踏まえまして、前向きに現在大改修を行っております焼却炉の財源に使うとか、また今までいろいろと議論をされております、例えば有価物のストックヤードの新たな建設、これはどのようになるか、まだ議論しておりませんが、意見を尊重して前向きに今検討しているところでございますけれども、そのような費用にも使わせていただくということで、大変申しわけありません、午前中の答弁に若干補足、また訂正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第4号議案は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第5号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第5号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第6号 平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 国民健康保険税につきましては、税で集めた保険は先に費用、医療費があつて、それに対応するということですから、後年度のためにこの医療費を積み立てておくというようなことではなくて、やはり当年度の医療に当年度の保険税を充てるとのが建前だろうと思うわけです。これで見ますと、結局予定よりも医療費が一定の成果を上げて1億5,000万からの費用を予定よりも少なくて済んだと、こういうことであると思います。今年度の実績が、それなりにスムーズに医療費の減を見込みより伴って進められたと。

私どもは、県下一高い下田の国民健康保険、特に固定資産税割と均等割含めて1万円ほど十分に下げられる予算措置ができるんじゃないかと、7,500万の予算があれば、1世帯当たり1万円の引き下げができると、こう主張してまいりました。この補正の数字からいきますと、1億5,000万からの減ということですから、私自身が主張したこの内容は十分全うできると、そういう良好な運営が今年度についてはできていると。やはりこれは、市民に値下げをして還元をするという方向を真剣に考えるべき事態に、決算上来ていると、このように理解をするわけですがけれども、当局としてどういう見解をお持ちなのかお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 国民健康保険については、平成18年度頃から医療費の適正化ということで病院に入院する入院日数等の減少というんですか、そういう指導等がありまして、平成18年度においても1億4,000万円からの剰余金というんですか、余りが出たわけです。それについても、基金に繰り入れていろいろ突発的な支出に対して備えるということで基金で積み立ててまいりました。17年度が3,000万、18年度が7,000万ですか、大体1億円の今基金があるというふうにも言っております。

今回、後期高齢者の関係が出てきます。後で、来週、皆さんに審議していただくわけですが、後期高齢者の制度ができたことによって後期高齢者支援金というものが新たに出てきて、これについても税率等が決まってまいります。今までは国民健康保険の分と介護保険の分を2本立てでやってきましたけれども、今度は3本立てになるということで、またご審議していただくわけなんです。いつも毎年6月に、本算定の時期にきっちりした税率を出すという形で下田市役所においてはやってまいりましたものですから、6月に新たな税率改正をさせていただきたいなというふうに思っています。

うちのほうとしても、市民の皆さんに大きな負担をさせたくはないわけです。こういう赤字の状態が続けば、ある程度きちきちの医療費の給付を見込むことができますので、今まではお金が全然なかったものですから、少し心配というんですか、それと給付費の伸びが右肩上がりですと伸びていましたけれども、最近は3%とか4%とかという緩やかなものになってきています。ですから、いろいろな方策を講じまして、一般市民の国民健康保険に入っている方の負担をなるべく少なくするような方策をとってまいりたいと、そういうふうに思っています。毎年この時期なると、もっと下がらないかなというふうに思いますけれども、今年についてもそんな大きな赤字でなくて、ある程度のお金、負担が少なくて済むんじゃないかということで、去年よりは多いですけども、今年も少しお金が残るんじゃないか。6月には、また皆さんにご審議していただくというような形で思っております。

税率等についてもぎりぎり、下げるといんじゃないですけども、できる限りの負担を少ない税率でやっていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） ちょっと理解に苦しむ答弁ですけども、税率等を引き下げる検討をするという答弁をくれたのか、そのまま据え置くという検討をくれたのか、負担を広げないというのは税率等々を下げないとすれば、ほかに減免とか等々の改正ということになるのかと思いますが、具体的にはどういう答弁を今いただいたのか、もう一度いただきたいと思えます。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 6月の時点で、ある程度所得の状況等が出てまいります。その時点でないとはっきりしたことが言えませんが、スタンスとしては、下げたいと気持ちでいつも仕事はしております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第6号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第7号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） この予算を見ますと、この増額補正の主なるものは介護保険システムの改修事業ということだと思います。介護保険法の改正があるごとに、このシステムが変わると、こういうことになるのかどうなのか。そして、やはりそうであるとすれば、このシステムの改修事業の費用をなるべく少なく軽減していくというような措置が、毎年のことであるとすれば必要になってくると思うわけです。この仕組みが、どういふわけで 63万 9,000円出てきて、私が想定するような毎年一定の費用を払わなければならないようなものになるのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 沢登議員、毎年同じというんですか、毎年こういう改正がございませぬ。そのたびにこういうシステム改修の費用、補正予算をやるわけですけれども、それについては今回もまた同じように激変緩和の分とか、激変緩和というのは急に上がらないような形のを3年間かけてやってみたりとか、それから平成 20年度の分について国民健康保険とか介護保険とか後期高齢者というのは密接に絡み合っているものですから、そういう形のコンピューターの突合、それから療養病床等の転換の部分に絡む率というのがありまして、今、厚生省のほうで医療から老人保健施設のほうへと流すような形になってきております。

そういう分でシステムを直さなければならないというのが、今回の補正予算の内容なんです。今回は国のほうからこれだけ上げますよという収入が来ております。それが、今言った60何万というような形になると思うんですが、そういうものが、この金額の2分の1とかというふうに言っていますけれども、かかった金額の2分の1じゃないようなものがよくあるわけです。例えば300何万かかったら150万円くれるとかという、そういうものでは負担も少なくなるわけですけれども、そういうものじゃない傾向があります。

毎年毎年こういうような形でシステムを直さなければならない。これはもう国民健康保険も介護保険も後期高齢者も同じなものですから、毎年毎年こういう形でシステムを直さなければならないというようなことで、合併すれば1カ所で、南伊豆も河津も松崎もこういうことを、同じようなことをやっているわけです。こういう無駄が一つになれば1カ所で済むということです。そういう部分もありますので、これは関係ないんですけれども、そういうことで毎年毎年かかっていることについて、うちのほうだけではなくて企画のほうの電算ですか、扱っている方々と相談しながらやっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 国のほうから、県を通じている と思いますが、約 63万 9,000円をもらって実際は 325万 5,000円の費用がかかる、こういう会計だと思っわけです。合併ではなくて従来のように一部事務組合でやっていたら、この費用は軽減がされると。 ということから言っても国の法律改正に伴って電算のシステムを変えなければ ならないと、こういう事情であると思っわけです。 そうだとすれば、これはやはり国・県にきっちり要請して全額国・県が負担をすると、あるいはそれが安く済むような自治体間の協力体制をとっていくと、こういう努力が必要じゃないかと思っわけです。

要望、意見として、ぜひそういう努力をしていただきたいとつけ加えておきたいと思っます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議 第7号は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第8号 平成19年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第8号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第9号 平成19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番。

3番（伊藤 英雄君） 借り換えで6億 2,130万円ほど出ているんですが、この借り 換えの新旧の金利、それとこれによって軽減される利息がおおよそどのぐらいになるか を。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 19年度の繰上償還については、今、借り換えのほうの数字が6億 2,300万円と、元金をなす金額については6億 2,205万 2,000円と金額になっているんですけれども、一応この金額の、前に説明しました3%の金利という形でいくと、軽減が一応

1億2,848万円程度3%で軽減されるということでございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） どのくらいの期間かわかりませんが、大変大きな金利が軽減されるということで、ぜひ3%以下になるように当局の方々よろしく願いいたしたいと。

終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 使用料が680万減ということが、もう一つの予算の特徴かと思うわけですが、どういう理由で使用料の減を見込まなければならないのかという点について明らかにしていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） どういう理由でという話になりますと、実は水道のほうの説明でも今回700万円の減額の補正を出しているんですけども、全体的な水の使用料が減ってきているというような形が見えております。

今回も12月末までの見込みで一応計上させていただいたという形でいくと、大体680万程度ぐらいになるんじゃないのかという形で計上させていただきました。

議長（増田 清君） いいですか。

1番。

1番（沢登英信君） 今日の観光の不況等が影響していると、そして水の使用料が少なくなっているという、こういうことになりますか。それとも一般の家庭の使用料が家族が減って大分少なくなっているというような、どういう分析ができるのでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 2つが考えられると思うんですよ。というのは、観光客の減と、やっぱり人口減というのが今ありますので、核家族になっておりますので、両方合わせてこういう結果になっているんじゃないかという形で、こう思っております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第9号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第10号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第5号）に対する質疑を許し

ます。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 10号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日7日は、それぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は 10日午前 10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、8日、9日は休会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時20分散会